役 員 等 報 酬 規 程

(目的)

第1条 この規程は、定款第八条、第十条第3項及び第二十一条の規定に基づき、理事、 監事、評議員及び評議員選任・解任委員(以下「役員等」という。)の報酬等について定 めるものとする。

(原則)

第2条 役員等には、原則として勤務実態に即して報酬等を支給できることとする。ただ し、役員等の地位にあることのみによっては、報酬等を支給しない。

(勤務実態)

- 第3条 前条でいう勤務実態とは、役員等が行う自らの業務及びその立場で行う法人の業 務で次のものをいう。
- (1) 役員等が立ち会う競争入札
- (2) 監事の行う監査及び理事の行う必要な調査
- (3) 役員等が参加する研修及び会議
- (4) 役員等が職員に行う指導、講演
- (5) その他、理事長の認めたもの

(職員としての報酬)

第4条 前条の規定にかかわらず、職員としての立場をもって勤務する者は、職員として の給与を優先することとする。

(報酬額とその支給)

- 第5条 役員等が第3条に定める勤務に要した時間に、1時間当たり4,000円とこれに 国税庁が示す源泉徴収税額表の乙欄又は甲欄の税率による額を加算して支給する。但し、 報酬支給の対象となる時間は1日5時間、月100時間を限度とする。
 - 2 前項の勤務に要した時間の確認は、理事長が発行する役員等報酬証明書(様式1)によるものとする。

(旅費)

第6条 役員等が理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会に出席したとき及び第3条に 規定する勤務をしたときには、最も必要かつ通常の方法で実際にかかった費用を支給す ることができる。

(宿泊費)

第7条 役員等が第3条に規定する勤務をする際に宿泊を伴う場合は、その宿泊費用の実費を支給することができる。但し、1泊当たりの上限額を15,000円とする。

(永年勤続表彰)

第8条 役員等が就任から通算して10年、20年、30年にあたる年に表彰を行う。表彰は表彰状及び副賞をもって行い、法人の創立記念式又はその前後に行われる理事会、 評議員会において行う。

勤続の算定は年度ごとに行い、副賞は年数や貢献度を勘案し理事長において決定する。

(その他)

第9条 この規程の改廃は、評議員会で行うこととし、この規程に定めのない役員等の報酬については、評議員会で定める。

この規程は、2017 (平成29) 年4月1日から施行する。 2018 (平成30) 年4月1日改定

(様式1)

役員等報酬証明書

氏 名		役職	
年月日及び時間	年 月 日 : ~ : 時間	報酬額	円
要務			

上記のとおり、証明する。 年 月 日 社会福祉法人ミッドナイトミッションのぞみ会 理事長 木 下 宣 世